

都市計画法施行規則60条 適合証明 提出書類・図面のチェックリスト

※申請にあたっては、あらかじめ下記チェックリスト注意事項のとおり図面が作成されているか、添付忘れがないか確認し、

□にチェックを入れたものを申請書に付けて提出してください。（添付が必要ない場合は、チェック欄に斜線を引いてください）

※開発許可等と同時に申請する場合は、1・2・3・13・17・18のみ提出する。

開発許可等の後、自己用で6ヶ月以内、非自己用（分譲住宅以外）で3ヶ月以内に申請する場合は、1・2・3・13・17・18・21のみ提出する。

※審査の結果、チェックリストの注意事項以外について補正等が必要になる場合がありますので、ご容赦ください。

	名称	添付要件	注意事項	チェック
0	共通（図面）	必須	・各図面で開発区域（申請区域）が朱書きにより明記されている	<input type="checkbox"/>
			・各図面に方位、縮尺、杭間距離の記載があり、また、相違がない	<input type="checkbox"/>
			・各図面の作成者が明記されている	<input type="checkbox"/>
			・各図書のタイトルが明記されている ※注：現況写真、各種構造図など記載漏れが多い	<input type="checkbox"/>
			・各図書の図面上の記号に対し凡例が明記されている	<input type="checkbox"/>
1	申請書	必須	・「開発行為をした者」欄には、既に完了している開発許可を受けた者の氏名、住所が記載されている （例：開発許可を受けた区域で行う増築工事などの場合）	<input type="checkbox"/>
			・「開発行為をしようとする者」欄には、今回の開発許可を受けた者又は許可を要せずに開発行為を行う者の氏名、住所が記載されている （例：新たに開発許可を受けて新築工事を行う場合など）	<input type="checkbox"/>
			・「建築等をしようとする者」欄には、建築物等の工事を行う者の氏名、住所が記載されている （建築物の新築、改築、増築等を行う場合であり、必ずしも開発行為を行う者と同じではない）	<input type="checkbox"/>
			・「予定建築物等の用途」欄には、開発許可をにおける予定建築物等の用途が記載されている（開発許可を取得していない場合は記載不要）	<input type="checkbox"/>
			・「計画建築物等の用途」欄には、今回建築を行う建築物等の用途が記載されている（開発許可の取得の有無に関わらず、必ず記載する）	<input type="checkbox"/>
2	委任状	代理申請の場合	・代理人は申請行為を行う資格を有する者である	<input type="checkbox"/>
			・代理人の住所（所在）、氏名（法人名・代表者名）、郵便番号、電話番号、FAX番号（E-mailアドレス可）を記入、法人の場合は担当者名記入	<input type="checkbox"/>
			・申請内容に合った委任事項が記載されている （例：都市計画法第42条第1項ただし書の許可申請（訂正・受領含む））	<input type="checkbox"/>
			・申請者（委任者）の住所、氏名、押印がある	<input type="checkbox"/>
			・申請地が明記されている	<input type="checkbox"/>
			・委任の日付が明記されている	<input type="checkbox"/>
3	案内図	必須	・周辺の公共施設等が分かるものである	<input type="checkbox"/>
4	都市計画図	必須	・原図又はカラーコピーされたものである	<input type="checkbox"/>
			・カラーコピーされたものを提出する場合、都市計画図（写し）と明示してある	<input type="checkbox"/>
			・方位、縮尺が記載されている	<input type="checkbox"/>
			・申請地が朱書きにより明記されている	<input type="checkbox"/>
5	理由書	必須	・適合証明申請を行う理由が記載されている	<input type="checkbox"/>
		内容により	・申請者の住所、氏名が明記されている	<input type="checkbox"/>
6	土地全部事項証明書 （法務局で取得した原本）	必須	・申請時前6ヶ月以内のものである	<input type="checkbox"/>
			・正本に原本、副本に写しを添付している	<input type="checkbox"/>
7	建物全部事項証明書 （法務局で取得した原本）	既存建築物がある場合	・申請時前6ヶ月以内のものである（登記されていない場合は、代わりに既存家屋証明書を提出）	<input type="checkbox"/>
			・正本に原本、副本に写しを添付している	<input type="checkbox"/>
8	公図の写し （法務局で取得した原本）	必須	・申請時前6ヶ月以内のものである	<input type="checkbox"/>
			・開発区域（申請区域）が朱書きにより明記されている	<input type="checkbox"/>
			・正本に原本、副本に写しを添付している	<input type="checkbox"/>

都市計画法施行規則60条 適合証明 提出書類・図面のチェックリスト

	名称	添付要件	注意事項	チェック
9	土地・工作物の所有者の同意書 ※認印可	申請者以外の所有者がある場合	・同意者の現住所が、登記上の住所と異なる場合、転居がわかるもの（住民票など）が添付されている	<input type="checkbox"/>
			・開発区域外で工事がある場合（給排水埋設工事、ブロック塀等）、工事を行う土地の所有者の同意がある（開発区域の土地の同意書とは別に作成しても支障ない） ※注：関連する隣地の土地全部事項証明書を添付	<input type="checkbox"/>
			・開発区域の境界上に既存ブロック塀等があり改修又は土圧が掛かる盛土等を行う場合は当該隣地所有者の同意がある（開発区域の土地の同意書とは別に作成しても支障ない） ※注：関連する隣地の土地全部事項証明書を添付	<input type="checkbox"/>
			・開発区域の境界上に既存ブロック塀等があり改修等行わない場合は同意書の添付は不要であるが隣地の土地所有者に実施する開発行為の計画について説明し了承を得ている	<input type="checkbox"/>
			・土地の所在及び地番、地目、地積、権利の種類、工作物の所在地番、家屋番号、用途、延べ面積が登記上と一致している	<input type="checkbox"/>
10	農用地除外証明書	農地の場合	・申請者と除外の事業計画者に相違がない	<input type="checkbox"/>
			・申請時前6ヶ月以内のものである	<input type="checkbox"/>
			・正本に原本、副本に写しを添付している	<input type="checkbox"/>
11	求積図	必須	・縮尺が1/500以上である	<input type="checkbox"/>
			・申請区域が朱書きで囲われている	<input type="checkbox"/>
			・方位が記入されている。	<input type="checkbox"/>
			・計算に誤りはない	<input type="checkbox"/>
			・杭間距離が記入されている（他図面と整合している）	<input type="checkbox"/>
			・辺長の繰上げ下げ、四捨五入が統一されている（他図面と整合している）	<input type="checkbox"/>
			・区画を分ける場合、全体求積図と区画ごとの求積図を添付 ※注：全体求積図の面積を開発区域の面積とする	<input type="checkbox"/>
			・全体求積図の敷地面積と他の書類の開発区域の面積が整合している	<input type="checkbox"/>
12	申請地現況写真	必須	・2方向以上撮影するとともに、撮影位置・方向を現況図等に明記している	<input type="checkbox"/>
			・写真に区域の朱書きをしている	<input type="checkbox"/>
			・写真はカラーであり画素数が荒くなく鮮明である	<input type="checkbox"/>
			・写真サイズは概ね縦84mm、横113mm以上である	<input type="checkbox"/>
13	土地利用計画図（配置図） ※開発許可等と同時、許可後、又は許可不要の場合で許可等と図面が整合していなければならないなどの違いがある。 許可不要の場合は今回の工事で変更される内容を反映させる（ブロック塀の新設等）	必須	・縮尺が1/1,000以上である	<input type="checkbox"/>
			・申請区域が朱書きで囲われている	<input type="checkbox"/>
			・方位が記入されている	<input type="checkbox"/>
			・建築確認申請に添付するものと同じ内容である	<input type="checkbox"/>
			・市道の番号、認定幅員、道路種別が記載されている（道路台帳と相違ないこと）	<input type="checkbox"/>
			・国道、県道の番号又は路線名、道路種別が記載されている（道路台帳と相違ないこと）	<input type="checkbox"/>
			・私道の種類に応じた道路種別やその他の情報が記載されている。 (1) 道路位置指定の場合：指定番号、指定年月日、指定幅員 (2) 開発による道路の場合：許可番号、許可年月日、許可幅員 (3) 法第42条第1項第3号の場合：現況幅員 (4) 法第42条第2項の場合：元道幅員、現況幅員、後退ライン	<input type="checkbox"/>
			・道路の現況幅員（幅員が一定でない場合は最大と最小）が記載されている	<input type="checkbox"/>
			・各境界杭が全て設けられている（計算点は不可）	<input type="checkbox"/>
			・各境界杭について、杭種が記載されている（プラスチック杭ではなくコンクリート製品等強固なもの）	<input type="checkbox"/>
			・各境界線名（道路境界線・隣地境界線）が正しく記載されている（水路の場合は隣地境界線）	<input type="checkbox"/>
			・既存ブロック塀等がある場合、既設の旨、構造、段数、天端高さ、内外芯積みの別が記載されている	<input type="checkbox"/>
			・新設ブロック塀等がある場合、新設の旨、構造、段数、天端高さ、内外芯積みの別が記載されている	<input type="checkbox"/>
			・地盤高さが明記されている	<input type="checkbox"/>
			・のり面（がけを含む）の位置及び形状が明示されている （30°以内かつ30cm以上の平場を設けるものとし、その旨を記載）	<input type="checkbox"/>
			・区域内に駐車スペースを設ける場合、屋根がない旨が記載されている	<input type="checkbox"/>
・排水承認を取得する（している）場合、承認番号、承認年月日が明記されている	<input type="checkbox"/>			
・占用許可又は法定外公共物使用許可を取得する（している）場合、許可番号、許可年月日、占用（使用）範囲が明記されている	<input type="checkbox"/>			
・建築物の建ぺい率、容積率が記載されている	<input type="checkbox"/>			
・建物配置寸法（道路境界線又は隣地境界線からの寸法）を3ヶ所以上記載している	<input type="checkbox"/>			

都市計画法施行規則60条 適合証明 提出書類・図面のチェックリスト

	名称	添付要件	注意事項	チェック
14	排水接続断面図	市道側溝に放流する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水最終樹のオーバーフロー管はΦ75以下で計画されている ・汚水最終樹、雨水最終樹のいずれも泥溜が150mm以上確保されている 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
15	雨水浸透柵等構造図	必須	<ul style="list-style-type: none"> ・今回計画における寸法が明記されている（標準寸法は不可） ・砕石に透水シート全周巻きされている ・砕石の下部にフィルター層（砂）100mmが設けられている ・砕石厚等の寸法が記載されている（例：トレンチ管の側面から左右砕石端までの寸法、トレンチ管の底面から砕石下端など） ・接続している配管の径が記載されている ・雨水浸透処理施設等について、白岡市開発行為等指導要綱細則第9条の基準に適合した構造、算定方法である（計算式を記載：別紙でも可） 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
16	浄化槽認定書	浄化槽を設ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の人槽の型式が記載されている場合、使用する人槽が分かるようマーキング等がされている 	<input type="checkbox"/>
17	建築物の平面図	必須	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺が1/100以上である ・各室の名称が建物用途から逸脱していない 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
18	建築物の立面図	必須	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺が1/100以上である ・最高高さが明記されている ・方角と図が整合している 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
19	コンクリートブロック造擁壁構造図	コンクリートブロック造擁壁を設ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ・天端の処理（コンクリート又はモルタル）が明記されている ・ベース及びブロック部分の配筋（縦横のピッチ、鉄筋太さ）が明記されている ・擁壁天端上にフェンス等を設置する場合、その種類・構造等が明記されている ・白岡市開発行為等指導要綱細則第2条の基準に適合した構造である（設計者が安全性を確認した場合は、その旨を図面に明記している） 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
20	L型擁壁構造図	L型擁壁を設ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ・構造計算等により安全性が確認されている（計算書提出） ・認定擁壁の場合は、認定どおり施工条件、施工方法となっている ・各種配筋（縦横のピッチ、鉄筋太さ）が明記されている ・天端の処理（コンクリート又はモルタル）が明記されている ・擁壁天端上にフェンス等を設置する場合、その種類・構造等が明記されている 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
21	従前の開発行為許可通知書等の写し	開発許可を取得している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可後に都市計画法第35条の2の変更許可、都市計画法第42条の許可を取得している、又は都市計画法第43条の許可場合は、その許可書の写しが添付されている 	<input type="checkbox"/>
22	旧住宅地造成事業の検査済証の写し	旧住宅地造成事業施行地内	<ul style="list-style-type: none"> ・該当地のものを添付した 	<input type="checkbox"/>
23	従前の建築確認通知書の写し	既存建築物がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き利用する既存建築物が完了検査未受検の場合は、法令違反がないことを確認する（確認通知書がない場合は、代わりに建築計画概要書を提出） 	<input type="checkbox"/>
24	建築基準法適合調査報告書	無手続きの既存建築物がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き利用する既存建築物が無確認の場合は建築基準法適合調査のためのガイドラインに基づいた調査を行う 	<input type="checkbox"/>
25	排水承認申請書の写し	市が管理する道路、水路等へ放流する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当該申請書に添付されている書類一式を提出 	<input type="checkbox"/>
26	占用許可（法定外公共物使用許可）の写し	市が管理する道路、水路等を占有する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の占用許可等をそのまま使用する場合も提出する 	<input type="checkbox"/>

都市計画法施行規則60条 適合証明 提出書類・図面のチェックリスト

【開発許可の適用除外に関する追加書類】

	添付要件（建築物等の用途）		提出書類（注意事項）	チェック
1		必須	・農家証明	<input type="checkbox"/>
2	法第29条第1項第2号 （農林漁業の建築物及び農林漁業者の住宅）	農林漁業の建築物	・事業計画書（予定建築物の用途が農業用倉庫等の付帯施設である場合は不要）	<input type="checkbox"/>
3		農林漁業者の住宅	・住民票、現在居住している物件の建物全部証明書又は家屋証明書（借家の場合は借家契約書）	<input type="checkbox"/>
4	法第29条第1項第3号 （公益上必要な建築物）	必須	・各管理法に規定される事業又は施設であることを証明する書類（認定書等がある場合はその写し）	<input type="checkbox"/>
5	法第29条第1項第4号～第8号 （都市計画事業等の施行）	必須	・各都市計画事業等の認可証等の写し（市が施行する又は市が認可した都市計画事業等については不要）	<input type="checkbox"/>
6	法第29条第1項第11号 （通常の管理行為、軽易な行為）	仮設建築物	・建築基準法第85条第6項及び第7項による仮設建築物の許可の写し	<input type="checkbox"/>